**平成２９年度**

**第１回大阪府子ども施策審議会**

日　時：平成３０年３月２６日（月）

　１６時３０分から１８時３０分まで

場　所：第二委員会室

【事務局】議事（１）①、②について説明

○会長　ありがとうございました。最後の「社会的養育体制整備計画策定部会」の予定を見ると非常にタイトでたくさんで、部会長から後でぜひ一言いただけたらと思いますが、皆さんいかがでしょうか。部会の状況報告をいただきました。何かご質問・ご意見はございますでしょうか。ご不明な点があれば、ご質問をいただけたらと思います。

　いかがでしょうか。タイトなスケジュールの、この計画について何か一言コメントをいただけたらと思います。

○委員　ありがとうございます。今回、このような大事なお仕事をいただきまして、しっかりしないといけないなと思っています。

特にこれまで「児童福祉審議会」というものが、戦後は各都道府県の子どもの実情を、しっかりと見極めながら問題を掘り下げ、行政に提言をするような役割の審議会だったわけなのですけれど、戦後から里親や児童相談所の措置審査、虐待で亡くなった子どもの死亡事例、施設の中で虐待を受ける被措置児童等々、国が次々に法定化をしてきている中で、非常に社会的養護の部分だけがどんどん切り離されて、一番守らなければならない子どもたちなのですけれど、そのような形でやっています。

　今回は「社会的養育」という言葉が前に出てきまして、要するに施設に入っている子どもだけではなくて、そういう地域の中で非常に困っている子どもたちもいる。そのような子どもたちも視野に入れて、市区町村の子ども家庭支援体制を作る中で、都道府県がどのように支援をバックアップしていくかというようなあたりや、何よりも「子どもの権利擁護の取り組み」というのが、これは推進計画（２）番目に来ています。本来、児童福祉委員会は一般の子どもたちも十分視野に入れた、そのような審議会でなければならなかったのですけれど、一般の子どもたちを視野に入れる切り口がなかったので、そのように一番大変な社会的養護の子どもたちを部会がどんどんと法定化されたわけなのですけれど、子どもの権利を守っていくという切り口は、本当に大事な切り口で、これは一般の子どもたちにも十分に裾野を広げていける、そのような観点だと思いますので、非常に割と幅の広いものになりそうな気がしていますので、このくらいの汗は流さないといけないだろうと思っています。

幸いワーキング・グループにはとても優秀な方に入っていただいていますので、ワーキング・グループのメンバーに助けていただきながら、なんとか務めさせていただければと思っております。少し長くなりましたが、以上でございます。

○会長　ありがとうございます。わかりやすく咀嚼していただき、歴史的なところもお伝えをいただきまして、ありがとうございました。

私も今おっしゃられた「児童福祉法の法律が変わって、子どもの権利条約に則り」ということが明記された、記念すべき法改正の年（去年から今年）ということなのです。なので、学校での研修とか、私は教育の中でソーシャルワークを展開したりしていますので、バンバン言っていきます。

今、委員がおっしゃられた「子どもの権利条約」というキーワードが、色々と連携が難しかったりする中のひとつの切り口であり、キーワードになっていくのではないかなというように思っていますので、常にわかりやすいご説明をいただきありがとうございました。それともう一つ、ごめんなさい、皆さんぜひご意見、この後言ってください。

　子ども家庭支援体制のワーキングもおありなので、ちょうど今冒頭に言いました、この前の時間に各市町村を集めて、貧困対策をどんなふうに進めていくのか、ということを大阪府の方がされていて、私も呼んでいただいたわけですが、非常に近いすべて重なってきますので、貧困対策と、子ども家庭支援体制をどう作っていくのか、と社会的養護をどう視野に入れていくのか、というのはいずれ一枚岩になっていくものだと思いますので、その辺もぜひ視野に入れてご検討をいただけたら有難いなということも少し思いました。

いかがでしょう。皆さんから何かご意見はございませんでしょうか。

○委員　私は「幼保連携型認定こども園」の部会に参画をさせていただいているのですが、平成２７年から新しい法律ができて、平成２７年子ども子育て支援の法律が変わりましたが、従前は共働の方が保育所で、専業主婦のご家庭が幼稚園というふうな一定の枠組みの中で、戦後ずっと進んできたものを一体化していこうという考え方で今は進んでいて、そのような意味では私どもは、私たち幼稚園として長年やってきておりましたが、保育所を併合するような形で、今現在移行し、幼稚園型ではありますが、認定こども園化をしたのですね。

そういたしますと従前小学校に入る前までは、混じらなかった保護者が私どものこども園の中で、様々な葛藤をするわけですよね。幼稚園の保護者は昼間家庭にいる方もおられるので、PTＡの活動が午前中を中心に行われるわけですが、共働きの方やひとり親家庭の方はお仕事をされていますから、その時間には家を出られない、というふうな非常に卑近な例ですけれど、そういうところで、「私たちは出られないじゃないか」、「あなた達が来ないのはあなた達の勝手だ」というふうな、そこのご議論が色々とあって、葛藤もあって。その葛藤を乗り越えてくることで、今２年目が終わろうとしているのですが、徐々に理解が深まることと、もうひとつは１号と呼ばれる保護者の方々の中で「私も仕事をもって働きに出たい」というふうな、意思が明確に皆さん方の中に生まれてきて、小学校に行けば当然その子たちは同じ学級の中に構成するわけなので、小学校に入る前までに認定こども園化によって、そのようなことが起こっているというのがまず１点ですね。

もう１点は先ほどの社会的養育の問題とも関連をするのですが、幼児期の時にそのようなご家庭が勇気づけられて「きっちり生きよう」というふうな方向性をお持ちになるような機会を、しっかり作っていくことが、結果的には２０年、３０年後にご家庭が変化していく可能性に繋がっているのですね。

日本の場合はよく言われますように、低年齢のご家庭の方に対する公的資金の注入が非常に薄く、その辺りで結果として、社会的養護の問題に大きく繋がっていっているという、非常に遠大なことではありますけれど、そのあたりも「ファーストエイド」というか、事件が起こった時に、そこに圧倒的に何かをするということにもなっていくのですけれど、それは当然しなければならないことではあるけれど、もっと根本的に幼少の子どもたちを持つご家庭に対する支援をしっかりしていくということが、私は将来的にはこのような問題をなくしていける大きなキーになるのではないかと思っておりますので、ぜひそのあたりの施策にも府としてもお考えをいただければなというふうに思っています。以上です。

○会長　ありがとうございました。実践として起きてきている変化とか、コラボレーション（交わっていくこと）で支えになっていったりとか、新たな変化のご報告もいただけたかと思います。それを見込んで打ち出していくようなことがあればいいなということで、ぜひ今後ご検討をいただけたらと思います。他はいかがでしょうか。

○委員　今日ここへ来る前にうちの組織の中で、少し論議をしていたのですが、社会的養護体制の整備等について、私は非常に古くから府立大学の許斐先生が府立大学におられて、子ども情報研究センターで色々な発信をしていただいていた時に、カナダのトロントへスタディツアーみたいなことで行かせていただいて、そこでカナダの施設型ではない里親制度みたいな感じの部分に感銘を受けて、非常に素敵な制度だなと思いながら、その時に里親からＯＢになった青年たちが実際に里親の状況の中で生活をしている子どもたちの応援団ということで、彼のアパートというＡＲＣというのを作っているということで、そのようなことが日本でも出来たらいいねというお話をしていたのですが。

大阪で当事者たちが頑張ってＣＶＶ（Children's Views & Voices）という組織を作っているのです。国の審議会の専門委員みたいなことで、メンバーの１人が時々呼ばれて発信をしているということを聞いておりまして、ぜひこの大阪府の審議会の、例えば専門委員なんかをして、彼らや彼女たちが自分たちの思いを発信できるようなチャンスを保障してほしいな、ということを思っているのです。

国も国会議員のレベルで学習会がちょうど始まっているというふうなこと等を含めて、前の厚生大臣の塩崎さんなんかが、中心になって「勉強会をやろか」と呼び掛けて、そのような動きも出てきているということを、今日もうちのスタッフから報告を聞いておりまして、非常に大切なことだろうなというふうに思いました。

この間で言いましたら、許斐先生や更には望月先生を含めて、随分池上先生には大学の応援をしていただいたり、また弁護士事務所も応援して、今も取り組みをやって、色々と全国的に繋がろうとしている。非常に素敵で先進的な取り組みが大阪発でありますので、ぜひ、またこれはこれで、検討をいただけたらなというように思います。

○会長　はい、ご意見ありがとうございました。私も許斐先生が客員教授で行っていらっしゃる間にカナダへ行って、スピークアウトのパークを見てきてＣＶＶもずっと見せていただいていました、ありがとうございます。

内閣府の子ども貧困対策の委員にも、足長の当事者が委員として参画をしております。大変貴重なご意見をいただきました。これからも当事者の人も委員に参画するということを大阪が全国のモデル図として、どんどん動いていただけたらなと思いまいました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○委員　里親の件なのですが、先だっては大変乳児のところで悲しい事件、事故があったかと思いますけれど、そうしたときに、僕も十分里親の制度は理解しているつもりですけれど、やはり乳児（０歳児）というところで、我々も０歳児をお預かりする認定こども園の中でＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）というところで考えてみると、０歳まではベッドにもセンサーを置き、心肺が停止した時にはブザーがなるように、そうした設定に設備をしながら、国でもうつぶせ寝を返すような装置というか、設備の補助金もついて来たというところもありますので、特に乳児のことについてはご注意をいただきながら、ご議論をいただけたら、普段扱っている我々からすると有難いのかなと思います。

○会長　ありがとうございました。ぜひ意見として検討していただけたらと思います。このあと、施策状況の説明もございますので、また具体的なところをお聞きいただき、ご意見を出していただけたらと思います。ありがとうございました。

　それでは次の議事に進みたいと思います。議事（２）子ども施策の状況ということで、まず①「大阪府子ども総合計画の進捗状況」についてご報告をいただきたいと思います。今のお話より具体的な部分が出てくるかと思いますが、事務局より、よろしくお願いいたします。

【事務局】議事（２）①について説明

○会長　ありがとうございました。たくさんあって、なかなかご意見が出しにくいかもしれませんが、ただ今の説明にお１人ご発言をいただけたらと思います。

○委員　すみませんが、データの読み方を少し教えていただきたいのですけれど、この評価とあるのですが、これは誰が評価をされたのですか。第三者評価なのでしょうか、それか自己評価なのでしょうか。

○事務局　担当課による自己評価ということで、今回させていただいております。

○委員　いえ、自己評価ですると、どのような基準で評価をされていたのか。わからなかったのと、数が多いので現時点で結構です。

○会長　ありがとうございます。評価というところで、皆さんから今何かご意見ありますか。

○委員　資料２-１ 大阪府子ども総合計画「個別の取り組み」の実施状況（平成２９年度版）の５ページのところなのですけれど、Ａ３横開き資料の下から２段目の一時預かり事業が★印で未達成となっているのですけれど、未達成になっている理由というか、中身を教えていただければと思いますけれど。

○会長　資料２-１ 大阪府子ども総合計画「個別の取り組み」の実施状況（平成２９年度版）の５ページの。

○委員　資料２-１ 大阪府子ども総合計画「個別の取り組み」の実施状況（平成２９年度版）の５ページの下から２段目「一時預かり事業」いわゆる、保育所等を利用しえない家庭において、保育園で一時預かりをしているというところですよね。「一時預かり事業」が★印になって、計画どおりに進んでいないという形になっているのですけれど。

　たぶん色々理由があると思うのですけれど、一時預かり事業ですけれど、保育所とか認定こども園においては、待機児童の解消のため、延べ床面積がほぼもう入所児童数で確保させていただいているのが最優先かな、というふうには思っております。そのために、１つは一時預かり事業がなかなかできていないという地域があるもかもしれません。

もうひとつは待機児童が解消というか、どんどん減ってくることによって、一時預かりの子どもたちのニーズが下がってくるのです。そうすることによって、補助体制というか補助金の在り方が少し歪というか、僕からすると「おかしい」というところであって。

ひとりの職員を配置しなければならないのですけれど、補助金は１２０万円ぐらいしかいただけない。それで一人の人件費を賄いながら、後は利用者数が増えることによって、事業を行いなさいよ、ということになってきますと、１２０万円で１人を採用していますと、普通は２５０万円からの人件費が必要になってくると思います。そうした時に、後の１３０万円分を、利用者で補えないと単体で考えますと、赤字事業という形になりますので、我々のところも補助事業ではなく自主事業にしてやるところも、たくさんあろうかと思います。補助金の１２０万円はいただいていないけれど、「一時預かり事業」はさせてもらっていますよ。というところもあろうかと思いますので、そうしたところの数字が含まれているのか、読み込んでいただけているのかどうか、というのはわかりませんけれど。補助事業だけで、この実績数ならば、認定こども園というか保育園が自ら行っている自主事業の数字もここへ入れていただけると、もう少し膨らむのかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

○事務局　ご指摘のとおり、こちらの実績につきましては、補助事業の実績しか数えることができないために、目標に対して小さい実績になっております。

おっしゃるように、自主事業で取り組んでいらっしゃる園がたくさんあることは認識しているのですけれど、その集計方法というのがないために、こういった報告になっております。また、報告の仕方については今後検討させていただきます。ありがとうございます。

○会長　ありがとうございました。ぜひ対象をちゃんと明確化して評価をしていくという意味合いでは、自主事業をどうするのかとか、対象に対するという評価の在り方が重要かなと思いますので、よろしくお願いします。

他はいかがでしょうか。

皆さんが考えてくださっている間に、ちょっと私も、今おっしゃられましたけれど、初めの冒頭に委員も聞いてくださったのですが、何に対する、どの目標・評価なのかということで、例えば１９ページ２-２の放課後児童クラブ整備補助実績１７６クラブで、◎になっているのですけれど、何に対して１７６なのか、とかが見えにくくて、これをどう読んでいいのかが、分かりにくいかなという。「何に対して」みたいな、対象の明確化だったり、そこを焦点化していくとか、それぞれの評価は難しいと思うのですけれど。市町村が策定している、というご説明はあったのですけれど、そんな印象を受けました。皆さんの細かい領域のところでのご意見をいただけたらと思います。

○委員　詳細に色々と資料を用意してくださっていて、私も今一生懸命見ているところなのですけれど、本当にこうやって自己評価にしても何にしても★印をつけてくださっているところは恐らく目標に対して数字が入っていないというところで、課題と感じていらっしゃるのだと思いますので、そのような特に★印がついているところとか、気になるところがたくさん色々とありまして、障がいを持っている人の就職に関わるところでありますとか、これ多分登録企業数が予定よりもいっていないから。

どこのお話をしているかと２-１の資料、Ａ３横開き資料の３１ページのところで「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」の指令や、障がいを持っている子たちの就職にかかわってくることになるかと思うのですけれども。目指しておられる約１０００社に対しては達成が遠いということで、★印をつけてくださっていて。でしたらこれって、じゃあどうしたらいいのか、と私もいつも常々考えているところで。

学校においては、どうしたら一緒に生きていくのにどうお互いを知り合っていくのかというところが大きいかなと思っているのですけれど。障害者差別解消法とかで「合理的配慮」と言われておりますけれど、配慮というのは、どちらかというと、気遣いというか、するかどうか、というか、する側の態度に委ねられているところがありますけれど、障害者差別解消法の意味からすると配慮ではなく調整なので、やはりその辺の意識で社会として、色々な人が「どう働いていける環境を整えるか」というところで、「配慮できるかどうか」ではなくて、「どう一緒に働けるか」みたいな視点で、企業と一緒に公務員もパーセンテージが上がりますので、それに対して考えておられるかなと思うのですけれど、そのようなことも含めて、「ここにしたい」と思っているところに行かない分、じゃあどこにアプローチされるのか、みたいなところが今後また出てくるのかなと思うのですけれど、すごく気にかかるなというのと。◎や〇になっているところが、本当にパーセンテージではないところで課題がないのかなみたいなところは、つい自分が★印へ自分の目が行ってしまう分、少し気にはなっているところなのですけれど。そのような★印がついているところで、例えば「じゃあ、どうしていくのか」、「どこが課題と考えられているのか」みたいなところも共有ができるといいのかなと思いました。

○会長　ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○委員　項目がいっぱいあって、しかも色々な取り組みをなされていて、基本は「よく頑張っていますね」みたいな言い方をしないといけないだろうに、と思うのですが、★印というのはほとんどないのです。「こんなに評価していいのか」みたいに思っているのですが。

この状況だったら、例えば学力にしても基本的な生活習慣の問題にしても別に比較をする必要がないのだけれど、「全国でも非常に低いような状況だ」と言われているような状況も、真ん中ぐらいには入るかなと思ったりしながら見ていて、最近は日本財団と箕面市が二万何千件の調査をしたという関係の部分で新聞報道がありましたが、その関係でアップしているものをいただいて、例えば子どもの貧困の問題と、学力の問題と、生活習慣の問題の因果関係みたいな。もちろんこれは、この間の調査の中でもずいぶんハッキリと明確に分析できているというふうに思うのですよ。

大阪の分析と富田林市の分析もずいぶん重なって、やはり色々な課題があるなというふうに思っていたのですが、この箕面市のレポートの中でペリー就学前計画という必ずと言ってよいほど触れられる著名な約６０年前に取り組まれた、そのような計画がものすごく効果的に云々という感じの部分の紹介をしているところを含めてありまして、１０校近い高校がモデル的な事業も大切だと思うのですが、箕面市のレポートなんかから言えば、むしろ就学前の段階から生活習慣の問題や色々な部分等を含めて力を入れてやって行かないと、この小学校へ上がるまでの格差は箕面市の調査では、高学年・中学校へ上がるに従って、どんどんと格差が拡大をしていって、回復不可能のような状況になっているから、非常に早い段階から、小学校１年に上がる前からしっかりとそこら辺の取り組みが大切だ、と言われているのです。

私の地元にも民営の保育園があるのですけれど、貧困状況の子どもたちが多く来ているという状況の中で、非常に行動が粗野であったり、荒い言葉遣いが云々というようなことで悩んでいた保育園は、一番上の年長の子どもだけなのですが、アンガーマネジメントみたいな取り組みを１年間することによって、次の年に小学校１年生に上がる際に、だいぶ落ち着きが出てきたみたいなことを保育園の園長さんが、私たちに苦しそうにお話をしていただいたりというようなこと等を含めて、そういう意味では、２１年ぐらい前に大阪発の周知プログラムというような感じの部分が大阪から火の気が上がったみたいな、このような状況の中でそれに対してどう有効な手立てを打つのかという時に、従来のこれまでやっていた関係のもの、そのまま密度をさらに濃くするというようなことに留まらず、つまり新たにいろいろな取り組みが必要になるのではないかなと思うわけですよ。

だけど、そのようなことは当然この今の方向の中にはないですよね。それは今やっているところに対する報告ですので、そこら辺がずいぶんと気になりながら、箕面市のレポートはなかなか面白いなと思いながら、ある意味で結論は貧困と学力と生活習慣の相関関係をハッキリさせて、非常に早い段階、小学生の段階から取り組むということが非常に有効ですよ。ということが強調されているというふうに、箕面市のレポートを見ながら感じておりまして、そのようなアクセントが、今大阪府政の取り組みの中で、しっかりと位置づいているかなというようなことを思ったり、そのようなことを感じました。

○会長　はい、ありがとうございました。後でもし事務局から「ここに、こういうのがありますよ」ということがあれば補足いただけたらと思いますが、他に委員の皆さんからご意見はよろしいですか。

○委員　先ほどの３１ページ、下から４段目の「知的障がい者・精神障がい者 チャレンジ雇用の推進」ということで、これが◎で素晴らしいのですけれど、目標値が１０人なのに対して雇用人数、知的障がい者が３１人で、精神障がい者が６人で、企業の就職者数も知的障がい者が１１人、精神障がい者が１名ということで、十二分に人数の数は上回っているわけですよね。ということは、この「１０人」という設定が正しかったのか、どうだったのか。

当然先ほどお話しされた１０００社の一番下の「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」「１０００社に対して１５５社って少ないよね」ですけれど、逆に１０人に対して３０人とか１０人という数字が出てくるということは最初の読みというか、目標が少し甘かったのか、ということにならざるを得ないのかなと思いますので、今後の目標値としてはそうしたことも踏まえてよろしくお願いをしたいと思います。

○会長　ありがとうございました。私が先ほど言いたかったのは、例えば今委員がおっしゃったところは私も感じていて、知的障がい者と精神障がい者の数というのは雇用する年齢の数の方って何人いらっしゃるのか。その中の目標値が１０人ということですので、その母数が何人いらっしゃるのか、というのが見えないので、全体像の評価がしにくいなと思ってしまいました。そのような意味で、今のご意見も踏まえてご検討をいただけたらと思います。

　今、委員がおっしゃられた就学前についての取り組みですが、実は私も箕面市の日本財団の前の、個別の箕面市の学力と色々な取り組みとのマッチングの評価を去年度に受託をしてさせてもらったのですけれど、明らかに小学校１年生・２年生ぐらいまで。そのあとの伸びは、下がりがすごく大きくなる、小学校１年生・２年生ウンと伸びる。やればやるほど学習支援というあたりも、もう学年で綺麗に出しておられるので、すごくよくわかる。

報告書を作っていますのでお配りをしてもいいのですけれど、そのあたりは多くて見切れていない部分があるかもしれませんので、大阪府で乳幼児にあたる、委員のおっしゃられたところで、実はこんな取り組みを考えていますとか、やっておられますという、もし補足があればお願いできますか。

○事務局　今、委員がご指摘のような形でこれだと思いつくものがありませんので、改めて精査をして、もしこれだというのが全庁の中でございましたら、また委員の皆様にご報告させていただきたいと思いますけれど、今はストレートにここです、と事務局からお示しができませんので。

○会長　突然申し訳ないです。ありがとうございました。ぜひ皆さんの意見をご検討いただけたらと思います。この件についてはここまでとさせていただいて、次の議事に進みたいと思います。

議事（２） ②子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画の中間年見直しについて、事務局からご説明をよろしくお願いします。

【事務局】議事（２）②について説明

○会長　はい、ありがとうございます。進行がマズくて時間がもう後１０分しかございませんので、是非積極的な意見をお願いいたします。発言をされていない委員の方へ是非にと思ったのですが、お願いいたします。

○委員　１点は「就業率８０％」ということで、国は捉えておりますけれど、僕個人的には女性の就業率が８０％を達成するのはなかなか難しいかなと。というのが、保育園対象児童の保護者からすると、０歳から１歳の間は、まずは手元と、預けたいと思われる方とご自身で育てたいと思われる方の、この思いもあるでしょうし、景気の動向等によって、８０％の職場の手当ができるのか、というのもこれも選択があろうかと思いますので、そうしたところの８０％という目標値で検討をされてしまうと、今度はものすごく大きな待機児童数になりかねませんので、そこのところは、全庁の踏まえたところで見ていただけたらと思っております。

それと、「人材確保」のところで、色々な手を打っていただいて感謝を申し上げます。１６ページにあるように、やはり人材確保が必要というか、これだけ「まだ必要だ」ということで、一人でも多くの保育士資格、または幼稚園教諭をお持ちの先生方を排出していただいて、就職に繋げていただくことと。

ただ大阪府下で、１７ページにありました色々な国の政策に基づいて、いわゆる市町村格差というものが現実に出てきております。家賃補助というか住居の手当がつきますと、学生さんからすると、手当がついた対象のところしか申し込みを、試験を受けない。そうすると、それ以外のところが外れてしまうということは、我々施設側からすると採用の努力をしても、そこはまかなえない政治的なお力が働いているところだと思いますので。そうしたところも、これもそれぞれの市町村の努力ですので、何とも言えないのですけれど、受けている側からすると、あそこが付けるなら、ここもほしいかなぁ、というようなところでございます。

人材確保については、もう万全の体制をよろしくお願いしたいということで、よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○委員　若干外れるのですけれど、遡ってのお話も少し含めて一番最初の「子ども輝く未来基金」のお話があったと思うのですが、「子ども輝く未来基金」の使い方を工夫していただきたい。ばらまくような形だと、どこに行ってしまったか、なくなってしまうので、明確に「これで使う」という目標を是非に設定していただけたらと思います。今は保育にお話が集中しておりますけれど、私は虐待防止に是非、「子ども輝く未来基金」を使っていただきたい。特に虐待防止に関わる人材が全く不足しているわけですね。

これは欧米と比べると日本は本当に貧困な状況で一人の担当者が何百例を抱えている。これが欧米では一人が１０例までやっているぐらい、日本の取り組みが弱いので、是非そのようなところにも使っていただいて、明確な形にしていただければなというふうに思います。

○会長　どうも、ありがとうございます。少し意見を足させてもらうと、例えば１５ページに「乳幼児全戸訪問事業」とそのお隣に「養育支援訪問事業」が載っているんですけど、もちろん全戸訪問事業と養育支援訪問なので、数字が減るというのは当然なのですけれど、今おっしゃられたような虐待防止という視点で行くと、もっともっと養育支援訪問事業が使われていっても良いのではないかなという、この数字を、どう読むのかということにもなるのですが、そのように思いました。

それから、同じく虐待防止とおっしゃってくださったので少し追加をすると、子どもを見守る地域ネットワーク強化事業というのが、４３分の３７という意味でございますよね、４３市町村の内。確か大阪府内は１００％だと私は認識していたのですが、違ったんですかね。その辺も是非強化をしていただけたらなと思いました。後２分ぐらいですが、他の視点でよろしいでしょうか。

○委員　時間がないので、児童館行政とか色々なことについて全く触れられてもないし、集計の対象にもしてない理由というふうなこと等について、時間もないですからペーパーを事務局に渡すということでの、討議参加ということでも良いのでしょうか。

○会長　なるほど、ありがとうございます。いつも時間がない時、最後に意見を。

○事務局　そうですね。例年、最後に「時間内でいただけなかったご意見について」というペーパーのご用意をしているのですけれど、今回、担当からメールでやり取りをさせていただいていることもありますので、この後でお気づきの点と、どんな形式でも結構ですので、事務局宛にお寄せいただいたら結構かと思います。本日特に用紙の用意はしていないですが、委員の先生からご意見をいただくのは事後でも結構です。

○会長　いつまでに、とかはございますか。

○事務局　１週間から２週間のうちにいただけたらと思います。

○会長　ありがとうございます。いつも時間がいっぱいなので、ペーパーを用意してくださっていて、そのように進めたりもしていました。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。是非に一言発しておきたいという方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。すみません。では時間の配分が申し訳ございませんでした。

　最後に議事３の「その他」がございますが、事務局何か「その他」案件はございますか。

○事務局　事務局からは、特にはございません。

○会長　ありがとうございます。では委員の皆様から最後の全体を通して、是非にここをと、今、委員もおっしゃってくださったのですけれど、他にございますか。

○委員　「保育」の緩和というお話があったと思うのですが、緩和って良いのですけれど、逆に言えば状況も厳しくなってくることも意味すると思うので、緩和をしすぎないようにしていただきたいという要望です。

○会長　ありがとうございました。委員が力強く頷いてくださっています。

他はよろしいですか。ご発言のなかった委員の皆さんはよろしいですか。

　それでは、本日予定の議事報告は以上でございます。少し最後が走りまして、お詫び申し上げます。司会を進行へお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局　以上をもちまして、「平成２９年度第１回大阪府子ども施策審議会」を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。